

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和5年1月11日(2023.1.11)

【公開番号】特開2021-120260(P2021-120260A)

【公開日】令和3年8月19日(2021.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2021-038

【出願番号】特願2020-14252(P2020-14252)

【国際特許分類】

B 6 2 D 21/02 (2006.01)

10

B 6 0 K 1/04 (2019.01)

【F I】

B 6 2 D 21/02 A

B 6 0 K 1/04 Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月23日(2022.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両において駆動用のバッテリパックの車幅方向外側に配置されるサイドレールと、
前記バッテリパックを前記サイドレールに連結する支持装置と、

前記支持装置を前記サイドレールに結合する固定具と、を備え、

前記サイドレールは、車幅方向視で前記バッテリパックと重複する重複部を含む第1領域と、前記第1領域と車長方向において隣接する第2領域と、を有し、

前記支持装置は、前記第1領域において前記サイドレールの車幅方向外側の面に前記固定具により結合され、

30

前記第1領域の下端は、前記第2領域の下端よりも車高方向において高い
ことを特徴とする、電動車両。

【請求項2】

前記第1領域の車長方向における端部の前記下端は、隣接する前記第2領域の前記下端から離隔するほど車高方向において高い

ことを特徴とする、請求項1に記載の電動車両。

【請求項3】

前記第1領域の前記端部の間である中間部の前記下端は、車高方向における高さが一定である

40

ことを特徴とする、請求項2に記載の電動車両。

【請求項4】

前記第1領域の車高方向の寸法は、前記第2領域の車高方向の寸法よりも小さい
ことを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の電動車両。

【請求項5】

前記第1領域の上端は、車高方向における高さが一定である

ことを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載の電動車両。

【請求項6】

前記第1領域の車長方向における端部の上端は、隣接する前記第2領域の上端と同一である

50

ことを特徴とする、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の電動車両。

【請求項 7】

前記第 1 領域と前記第 2 領域とは、車高方向の寸法が互いに等しいことを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の電動車両。

【請求項 8】

一対の前記サイドレール間に配置されて前記サイドレール同士を連結し、前記サイドレールと共にラダーフレームを構成する複数のクロスメンバを備えることを特徴とする、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の電動車両。

10

20

30

40

50